

令和8年度 第1回流山市福祉施策審議会会議録

日時

令和8年4月27日（月）午後2時00分～午後4時00分

場所

流山市役所第1庁舎4階 第1・第2委員会室

出席委員

中会長 平井職務代理者 小野寺委員 鎌田委員 中久木委員
小林委員 国府委員 染谷委員 今井委員 池上委員 石橋委員
鳥羽委員

欠席委員

石幡委員 河原委員 肥田委員

出席職員

伊原健康福祉部長 宮澤健康福祉部次長兼介護支援課長
南雲社会福祉課長 時田高齢者支援課長 坂本障害者支援課長
石山児童発達支援センター所長 矢代健康増進課長

事務局（福祉政策課）

田村福祉政策課長 高橋福祉政策課長補佐 田中福祉政策係長
金田地域福祉係長 磯田主任主事 関口主事

傍聴者 2名

その他の参加者 手話通訳者2名 同行援護者1名

諮問

- ・第5期流山市地域福祉計画の策定について
- ・第10期流山市高齢者支援計画の策定について
- ・第7次障害者計画並びに第8期流山市障害福祉計画及び第4期流山市障害児福祉計画の策定について

- ・ 第 2 期流山市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

議題

- (1) 福祉諸計画の概要説明
- (2) 第 5 期流山市地域福祉計画の策定について

資料

◎事前配付した資料

- ・ 資料 1 令和 8 年度福祉施策審議会 福祉諸計画の概要について
- ・ 資料 2 第 5 期流山市地域福祉計画について

◎当日配付したもの

- ・ 諮問書（写し）
- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 委員名簿
- ・ 福祉諸計画の概要および第 5 期流山市地域福祉計画に関する事前質疑・意見等
- ・ 令和 8 年度流山市福祉施策審議会 審議予定表

議事録（概要）

《配付資料確認》

（田中福祉政策係長）

本日はお忙しい中、令和 8 年度第 1 回流山市福祉施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます福祉政策課の田中と申します。よろしく願いいたします。

それでは、式次第に沿って、委嘱式及び第 1 回福祉施策審議会を進めさせていただきます。時間はおおむね 2 時間を予定していますので、よろしく願いいたします。

本日出席している健康福祉部の職員を紹介させていただきます。自己

紹介によりお願いします。

<自己紹介による。>

健康福祉部長の伊原です。

健康福祉部次長兼介護支援課長の宮澤です。

社会福祉課長の南雲です。

高齢者支援課長の時田です。

障害者支援課長の坂本です。

児童発達支援センター所長の石山です。

健康増進課長の矢代です。

福祉政策課長の田村です。

事務局の福祉政策課 高橋、金田、關口、磯田、田中です。よろしく
お願いいたします。

(田中福祉政策係長)

続きまして、委員の皆様のご紹介に移りたいと思います。ご着席順に、
自己紹介にてお願いいたします。

窓側の列、染谷委員からみて12時の方向の委員さんから左から右に
お願いいたします。

<自己紹介による。>

(田中福祉政策係長)

なお、流山市老人クラブ連合会会長の石幡恒美様、社会福祉法人流山
市社会福祉協議会副会長の河原智明様、流山市医師会職務代理者の肥田
裕久様の3名については、本日は欠席されております。

(田中福祉政策係長)

続きまして、会長及び会長職務代理者の選出を行います。流山市附属
機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長にな
ることになっておりますが、委員の改選に伴い会長が不在ですので、健
康福祉部長の伊原が仮議長を務めさせていただきます。

(伊原健康福祉部長)

健康福祉部長の伊原です。それでは仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長及び会長職務代理者の選出についてですが、会長につきましては附属機関に関する条例第3条第1項により、「会長は委員の互選によって定める」となっております。

いかがでしょうか。ご推薦はございませんか。

(鎌田委員)

中委員を推薦します。

(伊原健康福祉部長)

ただいま、中委員の推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(委員) <異議なしと発生する声が複数あり>

(伊原健康福祉部長)

それでは、中委員でご異議のない方は挙手をお願いします。

挙手、全員ですので、中委員を会長とすることに決定いたしました。中委員、よろしくをお願いします。

それでは、会長が決まりましたので、議長を交代いたします。

<仮議長の案内で、中新会長が議長席に着座>

(田中福祉政策係長)

それでは、新しく会長が決まりましたので、中新会長からごあいさつをお願いします。

(中会長)

<会長あいさつ>

(田中福祉政策係長)

ありがとうございます。これからは、会長に議事進行をお願いいた

します。

(中会長)

それでは、早速ではございますが議事進行を務めさせていただきます。

次に、職務代理人についてですが、附属機関に関する条例第3条第4項の規定により、「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する」となっています。ご意見・ご提案ありますでしょうか。

(委員) <会長一任>

(中会長)

それでは大変恐縮でございますが私からご指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

平井委員に職務代理人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) <異議なしと発生する声が複数あり>

(中会長)

異議なしとのご発声がありましたが、平井委員、よろしいでしょうか。

(平井委員)

ご指名でございますのでお受けいたします。よろしく申し上げます。

(中会長)

平井委員、よろしく申し上げます。

(田中福祉政策係長)

平井委員、職務代理人の席に着席をお願いします。

(中会長)

会長及び会長職務代理人の選出は以上となります。

《市長入室》

(田村福祉政策課長)

続いて、委嘱式を行います。

本日市長から委嘱状をお渡しします。お名前をお呼びしますので、その場でご起立お願いいたします。

<市長が委嘱状を交付>

(田村福祉政策課長)

ありがとうございました。

続いて、市長から「第5期地域福祉計画の策定について」「第10期高齢者支援計画の策定について」「第7次障害者計画並びに第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定について」「第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」諮問いたします。

(井崎市長)

それでは、諮問書をお渡しいたします。

<市長が諮問書4枚を会長・職務代理人へ渡す>

(田村福祉政策課長)

諮問の内容については染谷委員には事前にお伝えしており、他の委員の皆様にはお手元に配布したとおりです。

今回の諮問にあたり、井崎市長より挨拶申し上げます。市長よろしく申し上げます。

(市長)

福祉施策審議会委員について、新たな任期が開始され、就任頂いた皆様には感謝申し上げます。特に、市民公募の5名全員が新任とのことで、市の福祉制度に貴重なご意見を頂けることについて重ねて感謝申し上げます。

人口増加が続く活気ある流山市ではありますが、要介護高齢者や障害

者など福祉制度・サービスを必要とする方も着実に増加しています。

令和8年度は、福祉制度・サービスの方向性を定める4つの福祉計画を審議いただく重要な年度になっています。

地域福祉計画は、各福祉制度の上位計画となる計画で、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めるものです。今回の計画では、社会的孤立を解消し再犯を防止するための取組み、大規模な災害に備えた福祉と防災の連携推進などについて新たに盛り込みます。

高齢者支援計画は、高齢者福祉制度の方針や介護保険サービスの必要な量及び介護保険料を定めるものです。今回の計画では、認知症施策推進計画と一体的に策定するとともに、単身高齢者の増加も踏まえた終活・終身サポートについても、新たに盛り込みます。

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、障害福祉サービスの必要量を定めるもので、近年増加が続く障害福祉サービスの動向について、当事者の皆様の御意見を伺いながら定めていきます。

成年後見制度利用促進基本計画では、国の成年後見制度が本人の意思尊重をより重視する方向へ大きく変更される予定となっており、現場を支える専門職や関係機関の皆様の実情を反映した、実効性の高い計画を目指します。

それぞれが大変重要な計画となっており、委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくようお願いいたします。

(田村福祉政策課長)

ありがとうございました。

なお、市長は公務の都合によりここで退席させていただきます。

(中会長)

会議に入る前に、委員の皆様には報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。本日は2名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたの

で、会議の傍聴についてご了承願います。

それでは、傍聴者の入室をお願いします。

(田中福祉政策係長)

傍聴者の皆様にお知らせします。会議中の発言はできません。拍手その他の方法による賛否の表明もできませんのでご了承ください。

委員の皆様にあらかじめ、3点ほどお願いがございます。今後の審議会において、聴覚に障害をお持ちの小野寺委員の手話通訳が入ります。また、視覚に障害をお持ちの染谷委員がご出席されています。つきましては、皆様をお願いがあります。

- ① 会議において発言される場合は、「ハイ」とご発声の上、手を挙げていただき、司会がお名前をお呼びしてから行うようお願いいたします。
- ② 発言される際は、該当する資料の何ページと伝えていただき、委員が資料を確認するのを待ってお話しいただくようお願いいたします。
- ③ 質疑の際は「これ、こちら、上の方」などの方向を指す言葉や、色、実線、点線などの視覚が必要な説明は避けていただきますようお願いいたします。

また、議事録作成のため、録音させて頂くことをご了承願います。以上の点について、ご理解ご協力のほどお願いします。

(中会長)

それではこれより議事に移らせていただきます。まず、今年度の審議会予定について事務局より説明をお願いします。

(田村福祉政策課長)

〈審議会予定について説明〉

(中会長)

ただいまの説明について何か質問はございますか。

(中会長)

続いて、議題1といたしまして、本年度に審議いただく福祉諸計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

(田村福祉政策課長)

それでは今年度の福祉施策審議会でご審議いただく福祉諸計画について説明いたします。スライドの資料をご覧ください。

- ① 福祉諸計画の概要について (田村福祉政策課長)
- ② 高齢者支援計画について (宮澤健康福祉部次長兼介護支援課長)
- ③ 障害者計画等について (坂本障害者支援課長)
- ④ 成年後見制度利用促進基本計画について (時田高齢者支援課長)

議事の都合上、地域福祉計画については後ほど説明します。

ただいま説明させていただいた福祉諸計画の概要につきまして、事前にいただいた質疑の回答については、皆様のお手元にお配りしております。染谷委員には事前にお送りしております。この中で、皆様と特に共有しておきたい事項についてご説明します。

《資料1 福祉諸計画の概要について 説明》

(中会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(今井委員)

成年後見制度についてご説明いただきましたが、報道等でも、成年後見制度の大幅な変更が予定されています。

補助・保佐という表現の背景から、基本的には補助を中心として、従来は、一度引き受けたらその利用者が亡くなるまで実施するという前提で、それでも使いたいということで利用される制度だと思えます。

私は、成年後見人を活用するNPO団体で一時期活動していたことがあるのですが、とにかく使いづらい、それから知らない、というのが、まだ現状だと思えます。成年後見とは何だろうというところから、啓発がとても遅れています。

また、実際に使うというところになると、家庭裁判所がその人なりの財産や生活状況を見て報酬等を決めます。

しかし、使う方からすると、高いからあまり使えない。一方で、実際に業務を引き受けるとすると、安くて、やることに対しての見返りと言

っては何ですが、見合わない。

また、成年後見というのは、財産管理と身上監護の二つがありますが、実際には、専門職によって財産管理のみ担当しているという現状です。実際に携わっていると、非常に問題が多い。問題が多い上に使いづらいところもありますので、この計画を立てるときは、やはりまずは周知をすることと、できるだけ使いやすいということに、重点を置いて検討していただきたいと思います。せっかく大きな転換の時期ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(中会長)

ただいま今井委員から、成年後見制度についての現状というものの意見を述べていただきました。その中で、今後は使いやすさを念頭において計画を作成したらいいのではないかというようなご意見がございました。それに関して、ご意見ございますか。

(石橋委員)

私も今井委員のご意見について、そのとおりだと思います。私の地域も成年後見人がついていての方が何人かいらっしゃいます。仕事の内容を聞いてみると、金銭管理一択のような気がします。その他、例えば生活環境の整備や、隣近所との意思疎通はやっていただけないような気がします。ですから、成年後見人になっていただくことは大変だと思いますが、対象の人だけではなくて、地域との連携を深めて、対応していただければと思います。

(中会長)

ありがとうございます。今、石橋委員からやはり同じく現況というものをお話しいただきました。他にございますか。

(鳥羽委員)

私は娘と二人暮らしなので、いずれは成年後見を考えております。流山市でも成年後見制度に関する説明をするために民生委員の方にも来てもらっているのですが、いざ利用してみようかと思うと今一つわからないところがあるので、広報活動等で一般市民でもわかりやすいような呼

びかけをしてほしいと思っています。

（中会長）

ありがとうございました。鳥羽委員から成年後見制度の周知についての意見がありました。この成年後見制度の利用促進基本計画につきましては、7月29日に審議がございますので、そちらの方で審議させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

さらに、諸計画の概要について、質問はございますでしょうか。

（鳥羽委員）

スライド16ページ⑤包括的な支援体制の整備という部分で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備という文言がありますが、例えば、私は民生委員をやっていますので、高齢者見守りに関してということでは、包括支援センターに頼ることが多いです。

ここでの体制整備というのは、新しい機関か何かができるのでしょうか。

（田村福祉政策課長）

今ご質問があった16ページの件ですが、地域福祉計画についてというところになるので、議題2で説明いたします。そちらでご理解いただければと思います。

（中会長）

他にご意見がないようでしたら、次の議題に移りたいと思えます。

それでは議題2に移ります。事務局から、議題2の地域福祉計画についての諸計画概要スライドと計画本文について説明をお願いします。

（田村福祉政策課長）

《資料2 第5期流山市地域福祉計画について 説明》

《第5期流山市地域福祉計画に関する事前質疑・意見等について 説明》

（中会長）

ありがとうございます。事務局の方から、事務局の変更後の内容、染谷委員からのご意見に対する市の考え方について、説明していただきました。

これに関して、全体的にご質問等ございますでしょうか。

(染谷委員)

社会福祉協議会、地区社会福祉協議会については私も勉強しているところです。社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の位置づけは、なかなか一般の方にはわかりにくいところだと思います。地域福祉計画の中で、社会福祉協議会の位置づけは、すごく説明されている状況もあるので、もう少しよくわかるような書きぶり、もしくはわかりやすいような示し方が望ましいのかと思います。本来であれば、人材交流まで検討すべき内容かと思います。

また、理念について、「できることから」と書かれているのですが、障害を持つ方はできない部分が多い、また高齢になるとできない部分が多いこともありますので、「できること」ということについてはここでぜひみなさんに議論していただきたいと思います。かつ、自助・共助に関しても、自助という部分はとても福祉にはそぐわないのではないかと考えています。だいぶ丁寧に事務局には書いていただいています。もう少し「自分のできない部分を伝えることも自助の一つ」くらいまで書いていただいたほうが良いのではないかと感じています。

(中会長)

ありがとうございました。ただいま染谷委員から、社会福祉協議会および地区社会福祉協議会の組織関係が非常にわかりにくいというご意見がありました。また、理念として「できることから」ではなくて「できないこと」も表現することが重要ではないかのご意見をいただきました。それに関して、ご意見ございますでしょうか。

(小野寺委員)

できることと言っても、一般市民と障害者を比べると、できることが違うと思います。一般市民の方ができることは多いと思いますし、障害

者ができることは狭まってしまわないか、と思います。そのあたりについて、周知していただければ、ありがたいです。

今後、審議会の中で、いい方向に進められれば嬉しく思います。

(中会長)

ありがとうございます。ただいま小野寺委員から、一般市民と障害者のできることの内容が違うのではないかというご意見がありました。地域福祉計画の中についても十分検討する余地があるのではないかという意見がありました。これについてご意見ありますでしょうか。

(田村福祉政策課長)

障害をお持ちの方、できることが健常者と比べて少ないと思われるかもしれませんが、できることが全然ないということではないと思います。避難時に配慮が必要な事項を知らせておく等、できる範囲の広い狭いではありますが、それだけではなく、できないことを周りの方にお伝えするのも自助の一環であると思います。

(高橋福祉政策課長補佐)

補足になります。自助関連ですが、ひきこもりの制度の中で自立として、ひきこもりの状態を脱して働く、稼いで自立ということが、今まで主になっていました。しかしながら、最近では、ひきこもりの状態から、自分で支援を求めて、福祉サービスを受けながら自分で生活することが自律とされています。よくジリツとは、自立と自律がありますが、自立の概念も徐々に変わってきて、助けを求める、自分が助けてくださいと言えることが自律になってきています。そういった部分も自助として記載していこうと思っていますので、今後もアドバイスいただけたら、と思っています。

(中会長)

ありがとうございます。事務局から、自助について、ひきこもりサービスにおける受け入れ体制についての話がありましたので、今後もそれについては、地域福祉計画の中に、盛り込むことを考えながら審議し

ていただければと思います。他にこれに関して質問等ございますでしょうか。

今後、まだこれに関しては次の審議会で念頭に置いて審議させていただければと思います。

(中会長)

事務局から何かありますか。

(田村福祉政策課長)

《事前質問に対する意見と市の考え方について 説明》

(中会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から、「事前質問に対する意見と市の考え方」の説明がありました。それに関して、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(染谷委員)

足の問題の「足」とは、移動のことを指しているのでしょうか。

(田村福祉政策課長)

足の問題とは、移動の問題のことです。

(染谷委員)

そういうことであるならば、足の問題という表現が分かりづらいので、かっこ書きでも構いませんので（移動の問題）と記載してほしいです。

また、地域福祉計画全般的なところについてですが、同じ言葉が何度も使われているので、もう少しまとめて書かれると全体的なボリュームが抑えられるのではないかと思います。特に、ACPなど。もしくは、言葉の解説を別途つけたらいいのではないかと思います。

(中会長)

染谷委員から足という部分について、かっこ書きで(移動)と付け加えたのがいいのではないかとご意見が出ました。

また、同じ言葉が多数出てきますので、それを少し整理する必要があるのではないかと、もしくは、詳しく解説する場合は別途に作成したほうがよいのではないかとご意見がございました。

(伊原健康福祉部長)

足の表記について、補足ですが、地域包括支援センター等様々な支援者と話をする時に、例えば近くにふれあいの家の会合へ行きたいけれど、足がなくて、足に困っているという表現が多くありました。それを受けて、足の問題について掘り下げて、しっかりできるだけ取り上げようとした経緯がございます。

この問題の足の確保、交通手段、移動手段の確保というところを、今まで現場感として、「足の問題」と多く語ってきたというのがあって、今回も移動手段の確保、移動の困難というのを取り上げようとなった際に、一部残ってしまっていたという現状がございました。

ですので「足の問題」ではなくて、「移動手段の問題」などといった表記に変えていこうと思います。

最後にACPなど同じ用語が繰り返し出てくることに関しては、用語解説を設けたり、計画の最初のほうにしっかり記載し、後の部分は簡潔に書いていく等の工夫をしていきたいと思っています。

(今井委員)

福祉有償運送に関することでお伺いしたいです。少し前まで、福祉有償運送運営協議会の委員をやっていたので、現状は把握しているつもりですが、おそらくほとんどの方は福祉有償運送をご存じないと思います。周知云々というよりも、非常に零細なものですから、流山市では5団体実施していたかと思うのですが、実際の稼働・運営は、少ない状況にあります。

つまり、先ほどの足の問題でありましたが、移動支援の必要とされる方へのサービスが、十分行きわたっていない気がします。福祉有償運送を必要なサービスとして認識するのはいいのですが、他のサービス、例

えば福祉タクシーの活用や補助について、もう少し力を入れるなど、そういう考え方はないのでしょうか。

(中会長)

ただいま今井委員から、福祉有償運送について、認識されていないというご意見がございました。また、他のサービスに力を入れるという考え方はないのかというご質問がございました。これについて事務局はいかがですか。

(田村福祉政策課長)

福祉有償運送に関しましては、市内で5団体活動しています。車の台数は70台ほど、支出は各団体合わせて1100万円くらいとそれほど大きな規模ではない状況です。

私たちもドライバーの確保に尽力しておりまして、毎年各団体への補助金やドライバー確保のための講習会を開催しています。また、必要な方にサービスを提供できるよう努力しています。

合わせて、外出支援サービスも福祉有償運送の団体を使って利用していただいたり、市内の病院のバスに乗れるような制度があったり、福祉タクシーや介護保険サービス、様々な手段で移動に困難を抱えている方に支援を行おうとしています。

福祉有償運送だけではなかなかできないサービスもございまして、オンラインでの受診や、移動スーパーといった、移動しなくてもできるサービスなど様々な手段を使って、困難を抱える方々のサービス・ニーズを満たしていくのが課題です。

(中会長)

今、行政側から福祉有償運送に関しまして、場面にわたって色々検討されているというような回答がございました。

これに関して、ご意見ございますでしょうか。

(染谷委員)

福祉有償運送は、とても大事なものだと考えています。

今、健康福祉部しか参加していない中で、地域の交通課題として、まちづくり推進課が担当している移動の事について、一緒に考えていかなければいけないのではないかと思います。他の部も含めて、こちらの会議に呼び、きちんと論議をしたほうが良いと思います。介護タクシーについても、きちんと明記していただきたいです。

再犯についても同様です。他の部との協調が大事なことが福祉においては非常に多いと思います。

(伊原健康福祉部長)

ご指摘の通り、移動手段の確保、再犯防止についても、健康福祉部内だけで今後の計画を書いていくつもりではないという認識です。

市内の移動手段の確保については、地域の需要や地域特性等様々あります。まちづくり推進課交通計画推進室と連携し、今までも意見交換してきましたが、さらに詰めていく必要があるという認識がありまして、細かいことは決まっていますが今年度会議を持ちたいと思っています。

再犯防止についてももう少し広げて考えていこうと思っています。

会議に呼ぶかどうか、今後検討いたします。視野については、今後広く持っていきたいと思います。

(中会長)

行政から、他の部署とも連携して計画を作成していくという回答がございました。他にご質問はございますでしょうか。

(中会長)

活発な意見交換が続いておりますが、お時間も迫っておりますので、次回の審議会に継続としたいと思います。

他にご意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとしたいと思います。

<異議なし>

(中会長)

以上で、本日の議事は終了いたします。

それでは、事務局にお返しします。

（田中福祉政策係長）

第2回の福祉施策審議会は、令和8年5月22日（金）午後2時から、本日と同じく市役所第1庁舎4階第1・第2委員会室で行います。お忙しいこととは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、次回開催通知と、諮問書についてはただいまお配りさせていただきます。

本日の資料一式は次回もお持ちいただくようお願いいたします。追加の資料につきましては、会議開催の一週間前に送付させていただく予定ですので、よろしくようお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年度第1回流山市福祉施策審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。